

議案第 1 1 5 号

川崎市都市公園条例等の一部を改正する条例の制定について

川崎市都市公園条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市都市公園条例等の一部を改正する条例

(川崎市都市公園条例の一部改正)

第 1 条 川崎市都市公園条例（昭和 3 2 年川崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 項の表中「1, 0 0 0 円」を「1, 0 1 0 円」に、「1 0, 0 0 0 円」を「1 0, 1 8 0 円」に、「2, 5 0 0 円」を「2, 5 4 0 円」に改める。

第 8 条第 1 項の表中備考以外の部分を次のように改める。

有料施設の使用料

種 別	専 用 使 用 料		個 人 使 用 料	
	単 位	金 額	単 位	金 額
陸上競技場	1 箇所 1 回 (4 時間以内)	26, 480 円	1 人 1 回	18 歳以上の者 200 円
				13 歳以上 18 歳未満の者（高 100 円 校生を含む。）

陸上競技場 照明施設	1回（1 時間以内）	全点灯	103,880円		
		4分の 3点灯	77,910円		
		2分の 1点灯	51,940円		
		4分の 1点灯	25,970円		
陸上競技場 第1特別室	1箇所 1回	（4時間以内）	18,330円		
陸上競技場 第2特別室	同	（同）	6,110円		
陸上競技場 第3特別室	同	（同）	13,240円		
陸上競技場 第4特別室	1回	（同）	24,440円		
陸上競技場 会議室	1箇所 1回	（同）	6,110円		
陸上競技場 シャワー室	1箇所 1回		3,050円		
陸上競技場 ロッカー室	同		3,050円		
陸上競技場 関係者室	1箇所 1回	（4時間以内）	10,180円		
陸上競技場 練習室	同	（同）	4,070円		
陸上競技場 多目的室	同	（同）	6,110円		
陸上競技場 放送室	1回	（同）	3,050円		
陸上競技場 テレビ・ラ ジオ中継室	1箇所 1回	（同）	6,110円		

陸上競技場 大型映像装 置	1箇所 1日1回	50,920円		
陸上競技場 写真判定室	1日1回	18,330円		
補助競技場	1回（4時間以内）	5,090円	1人1回	18歳以上の者 200円
				13歳以上18歳 未満の者（高100円 校生を含む。）
運動広場	同（1時間以内）	1,010円		
野球場（等々力緑地に設けるものに限る。）	1箇所 1回（2時間以内）	11,500円		
野球場（富士見公園、大師公園、小田公園、桜川公園、池上新田公園及び等々力緑地に設けるものを除く。）	同（同）	2,540円		
野球場照明施設（大師公園に設けるものを除く。）	同（1時間以内）	6,110円		
野球場会議室	同（4時間以内）	8,200円		
野球場シャワー室	1箇所 1回	2,400円		
野球場ロッカー室	同	2,800円		
野球場関係者室	1箇所 1回（4時間以内）	4,300円		

屋内野球練習場	1 回 (1時間以内)	1,000円		
サッカー場	1箇所 1回 (2時間以内)	2,540円		
サッカー場照明施設	1 回 (1時間以内)	1,520円		
テニスコート (大師公園に設けるものを除く。)	1 面 1 回 (同)	760円		
テニスコート照明施設	同 (同)	810円		
バレーボール場	同 (同)	750円		
相撲場	1 回 (4時間以内)	5,090円	1人1回 (2時間以内)	18歳以上の者 200円
				13歳以上18歳未満の者 (高100円校生を含む。)
水泳プール	1箇所 1回 (同)	18,330円	1人1回	15歳以上の者 300円
				3歳以上15歳未満の者 (中100円学生を含む。)
釣池			同	15歳以上の者 760円
				6歳以上15歳未満の者 (中200円学生を含む。)
野外音楽堂	1 回 (4時間以内)	6,350円		

第8条第1項の表備考第3項中「50,000円」を「50,920円」に改める。

第8条の2第3項の表中備考以外の部分を次のように改める。

種別	単位	金額
パークボール場	1人1回	500円

バーベキュー広場		1人1日	6歳以上の者 500円
ゴルフ場		1人1回	19,900円
野球場（富士見公園、大師公園、小田公園、桜川公園及び池上新田公園に設けるものに限る。）		1箇所 1回（2時間以内）	2,540円
球技場	入場料その他これに類する料金を徴収しない場合	全面利用 4分の3面利用	1回（1時間以内） 18,470円
		半面利用	同（同） 17,600円
		4分の1面利用	同（同） 8,800円
	入場料その他これに類する料金を徴収する場合	同（同）	33,840円
球技場照明施設		1基 1回（同）	11,000円
球技場特別室		1箇所 1回（同）	1,650円
球技場放送室		1回（同）	1,530円
球技場テレビ・ラジオ中継室		同（同）	1,530円
球技場関係者室		1箇所 1回（同）	1,100円
多目的屋内施設会議室		同（同）	1,880円
多目的屋内施設シャワー室		同（同）	8,800円
多目的屋内施設ロッカー室		同（同）	940円
多目的屋内施設多目的室		同（同）	2,510円
野球場照明施設（大師公園に設けるものに限る。）		同（同）	6,110円
テニスコート（大師公園に設けるものに限る。）		1面 1回（同）	760円

駐車場	大師公園及び生田緑地	普通自動車	1台 1回	1時間まで	200円
				超過時間30分までごとに	100円
	準中型自動車 中型自動車 大型自動車	1台 1回	1時間まで	500円	
			超過時間30分までごとに	250円	
富士見公園	普通自動車	1台 1回	20分までごとに	100円	
	準中型自動車 中型自動車 大型自動車	1台 1回	20分までごとに	400円	

(川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例（令和4年川崎市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の改正規定中「削り」の次に「、同表水泳プールの項中「同」を「4時間以内」に改め」を加える。

第8条の2第3項の表の改正規定中「750円」を「760円」に、「5,000円」を「5,090円」に、「30,000円」を「30,540円」に、「1,580円」を「1,600円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に使用又は利用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料又は利用料については、なお従前の例による。

(調整規定)

- 3 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例（令和4年川崎市条例第13号。以下この項において「令和4年改正条例」という。）が令和5年4月1日に施行されるときは、川崎市都市公園条例は、この条例によってまず改正され、次いで令和4年改正条例によって改正されるものとする。

参考資料

制 定 要 旨

都市公園の使用料の額及び利用料金の上限額を改定するため、この条例を制定するものである。